

春日部市告示第404号

令和8年8月2日に実施する春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第3項に規定する縦覧期間内に異議の申出がなかったので、同令第22条第1項により選挙人名簿を確定し、同令第22条第4項に規定する選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同令第22条第1項及び第4項の規定により公告する。

令和8年7月13日

春日部市長 岩谷 一 弘

記

- 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 7人
- 2 借地権者が選挙すべき委員の数 1人